

茨城県フードドライブ物品貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、茨城県の食品ロス削減及び福祉向上の取組としてフードドライブ活動を支援、推進することを目的とし、フードドライブ用物品(以下「物品」という。)の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 この要領に基づき物品の貸出しを受けることができる者は、茨城県内においてフードドライブを実施する法人又は団体(以下「貸出対象者」という。)とする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が経営する法人又は団体は貸出しの対象としない。

(貸出物品)

第3条 貸出物品は、茨城県が保有する次の物品とし、貸出対象者1者につき、その貸出数量は次の各号に掲げるとおりとする。

- | | |
|-----------------------|--------|
| (1) のぼり | 原則2枚まで |
| (2) 食品回収コンテナ(75L・50L) | 原則2個まで |

(貸出・返却場所)

第4条 物品の貸出し及び返却場所は、茨城県環境政策課(水戸市笠原町978番6)とする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、貸出しの決定を受けた日から1か月以内で環境政策課長が認めた期間とする。ただし特別の事情があると環境政策課長が認めたときは、この期間を延長することができる。

(経費)

第6条 貸出しは無料とする。ただし、物品の受取、返却、運搬に係る費用については、物品の貸出しを受けた者の負担とする。

(貸出申請)

第7条 物品の貸出しを受けようとする者は、貸出しを希望する日の2週間前までに、フードドライブ用物品貸出申請書(様式第1号)を環境政策課長に提出しなければならない。

(貸出の決定)

第8条 環境政策課長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、フードドライブ用物品貸出決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(貸出方法)

第9条 貸出しの決定を受けた者は、第4条に定める場所において、物品の貸出しを受けるものとする。

(返却方法)

第10条 貸出しを受けた者は、フードドライブの実施後、集まった食品の全体がわかる写真を添付したフードドライブ実施報告書(様式第3号)を環境政策課長に提出するとともに、第8条に基づく返却日までに物品を返却しなければならない。

(遵守事項)

第11条 貸出しを受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 物品をフードドライブ以外の目的に使用しないこと。
- (2) 物品の形状を変更し、又は改造しないこと。
- (3) 物品を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 物品を破損し、又は紛失しないよう適切に管理すること。
- (5) 回収した食品は、フードバンク団体、子ども食堂、福祉施設等へ無償で提供すること。

(貸出しの取消)

第12条 環境政策課長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸出しの決定を取り消し、物品の返却を求めることができる。

- (1) 貸出しを受けた者が前条各号に掲げる遵守事項に違反したとき。
- (2) 公益上又は管理上必要があると認めるとき。

(損害賠償)

第13条 貸出しを受けた者は、自己の責任に帰すべき理由により物品を破損、損傷又は紛失したときは、使用者の負担において修理し、又はその相当額をもって賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると環境政策課長が認める場合はこの限りでない。

(茨城県の免責)

第14条 県は、フードドライブ実施に伴い発生した事故、トラブルその他の事案について、一切の責任を負わないものとする。

(補則)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

付 則

この要領は、令和8年6月1日から適用する。